



平成27年度 福岡市男女共同参画推進協議会

平成27年11月5日(木) 9:40～9:55 庁議室

次 第

- 1 福岡市男女共同参画基本計画(第2次)の評価について
- 2 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の原案について

市民局

議題1 福岡市男女共同参画基本計画(第2次)【平成23~27年度】の評価について

1. 福岡市男女共同参画基本計画(第2次)の概要

(1) 福岡市男女共同参画基本計画(第2次)とは

- 福岡市男女共同参画を推進する条例に基づき策定する、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画
- 計画期間：平成23年度～平成27年度(第2次)
平成28年度～平成32年度(第3次) ※策定中

(2) 男女共同参画基本計画(第2次)の基本目標

基本目標1

男女平等意識が浸透した社会を目指します

基本目標2

女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します

基本目標3

男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

基本目標4

政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

基本目標5

働く場において男女が対等に参画できる社会を目指します

基本目標6

地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します

2. 審議会の総合評価

第3次基本計画の策定過程において、第2次基本計画に規定する6つの基本目標について、福岡市男女共同参画審議会による外部評価を実施。

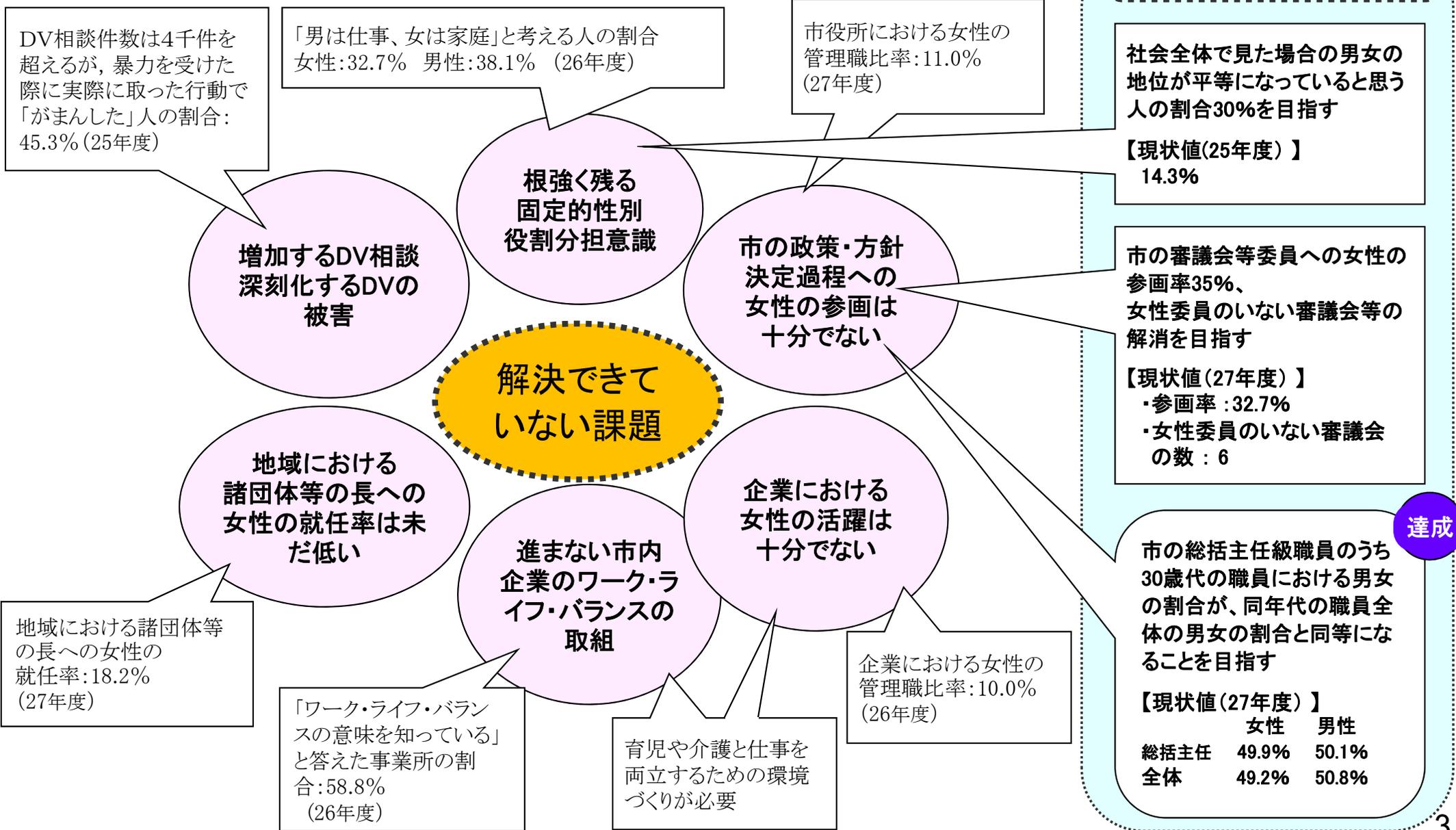
主な審議会意見

- 審議会等委員への女性の参画については、改選時の事前協議を徹底するとともに、市長がリーダーシップを発揮し、実効性ある取組を進めること。
- 女性職員の活躍推進について、管理職の意識改革と女性職員のキャリア形成を支える体制づくりに加え、時間外勤務の縮減等、男性職員を含めた市役所全体での働き方の見直しに努めるなど一層の取組を進めること。

議題2 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の原案について

1. 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の概要

(1) 解決できていない課題



達成

(2) 基本計画(第3次)策定の視点

- ①社会経済情勢の変化に適切に対応する。
- ②解決できていない課題（P3）に取り組み、あらゆる分野での女性の参画を進める。
- ③多様な人材の活用、多様な視点の導入を図り、**市民の共感を得ながら**、将来にわたって豊かで活力に富んだ持続可能な社会を構築する。

(3) 策定の基本的考え方

- 6つの基本目標を継続
- 基本目標2（施策の方向1）を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「DV基本計画」とする
- 基本目標3と4を、「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**」に定める「**職業生活における女性活躍推進計画（仮）**」とする

＜女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年8月成立）＞

- 地方公共団体は区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）
- 国や地方公共団体、民間事業主は、女性活躍に関する状況（採用比率・管理職比率等）の把握・分析を踏まえた「事業主行動計画」の策定・公表などを実施（民間事業主のうち、労働者が301人以上は義務。300人以下は努力義務）

2. 男女共同参画基本計画(第3次)の体系

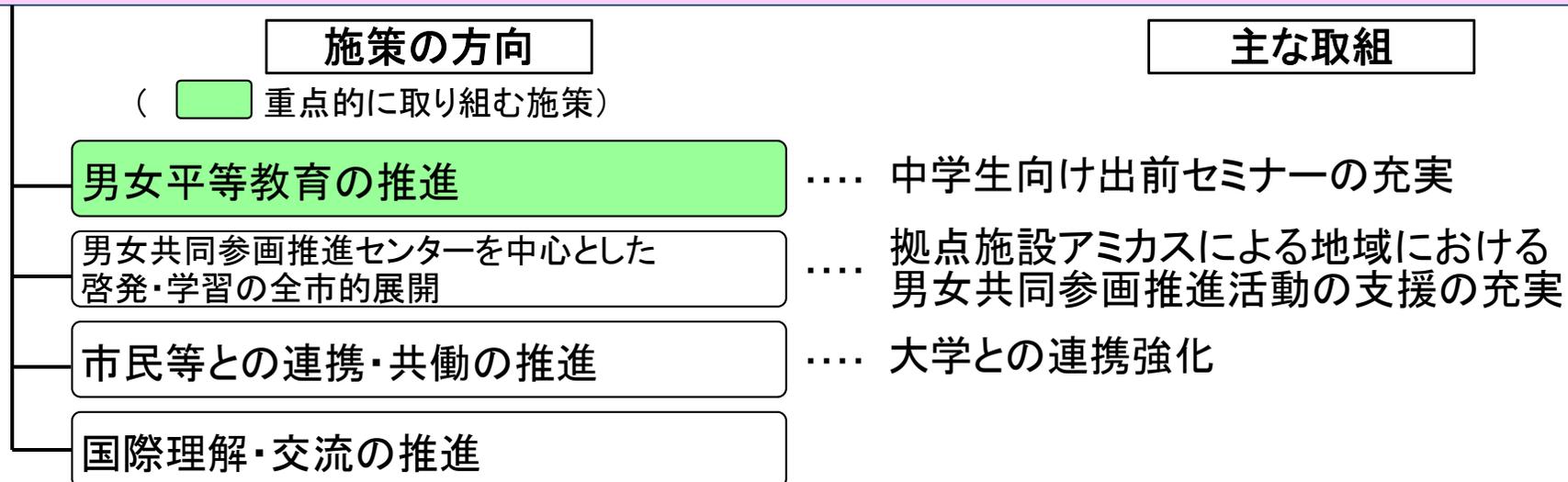
- 6の「基本目標」 市民と共に目指すべき姿
- ↳ 19の「施策の方向」 基本目標の実現に向けた方向性
- ↳ 58の「具体的施策」 5年間に推進する具体的な取組

(1) 基本目標

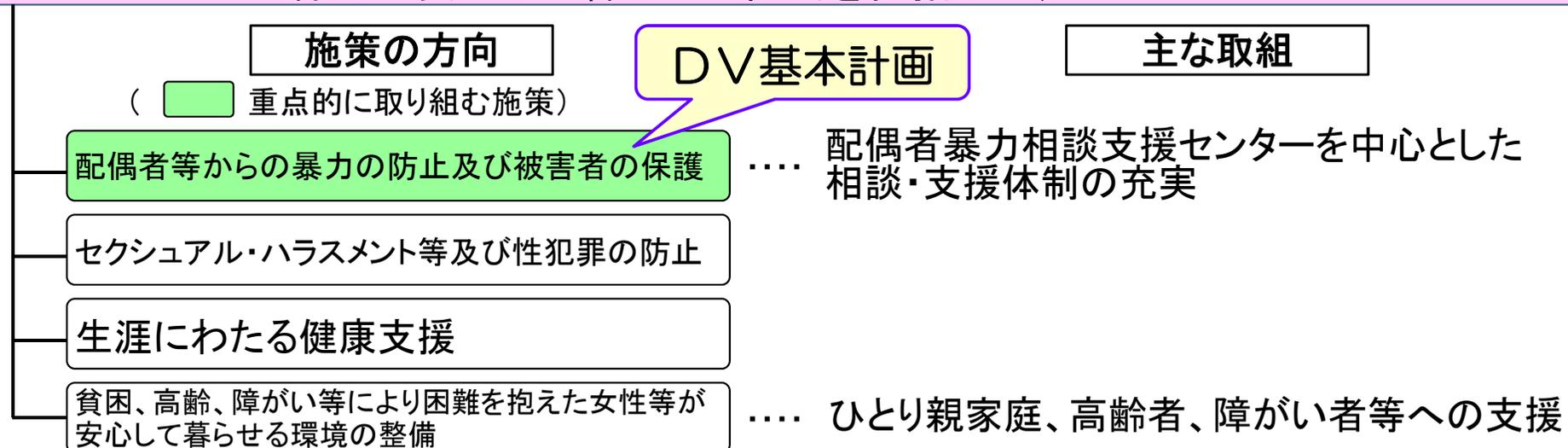
- 基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します
- 基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、**誰もが安心して暮らせる**社会を目指します
- 基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します
- 基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、**女性が活躍**できる社会を目指します
- 基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します
- 基本目標6 地域において男女が共に支えあい、**安全・安心で住みよい地域**社会を目指します

(2) 施策の方向と主な取組

基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します



基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します



新 職業生活における女性活躍推進計画(仮)

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

施策の方向

(重点的に取り組む施策)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

…… 新 中小企業の一般事業主行動計画策定支援

男性の家庭・地域への参画促進

…… 男性向け講座等の充実

子育て・介護支援の充実

基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

施策の方向

(重点的に取り組む施策)

企業における女性活躍推進の支援

…… 新 中小企業の一般事業主行動計画策定支援(再掲)

働く女性への支援

…… スキルアップ・能力向上のための支援の充実

女性の就業・起業支援

…… 起業・再就職のための支援の充実

基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

施策の方向

(重点的に取り組む施策)

市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

…… 市の審議会等への女性の参画促進

あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進

…… 人材育成・活性化プランに基づく女性職員の活躍推進

基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

施策の方向

(重点的に取り組む施策)

地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援

…… 地域の取組に対する支援の充実

地域活動の方針決定過程への女性の参画促進

…… (新) 地域の女性リーダー育成

男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

…… 地域防災における女性の参画促進

3. 男女共同参画基本計画(第3次)の数値目標

(1) 社会全体で見た場合の男女の地位の平等感 **30%**

【現状値】 14.3% (平成25年度)

(2) 固定的性別役割分担意識の解消度 **女性75% 男性70%**

【現状値】 女性66.0%, 男性60.9% (平成26年度)

(3) 企業における女性管理職比率 **12%**

【現状値】 10.0% (平成26年度)

(4) 市役所における女性管理職比率 **15%程度**

【現状値】 11.0% (平成27年度)

(5) 市の審議会等委員への女性の参画率 **40%**

【現状値】 33.7% (平成27年度)

4. 審議会等委員への女性の参画促進について

(1) 第3次計画の数値目標

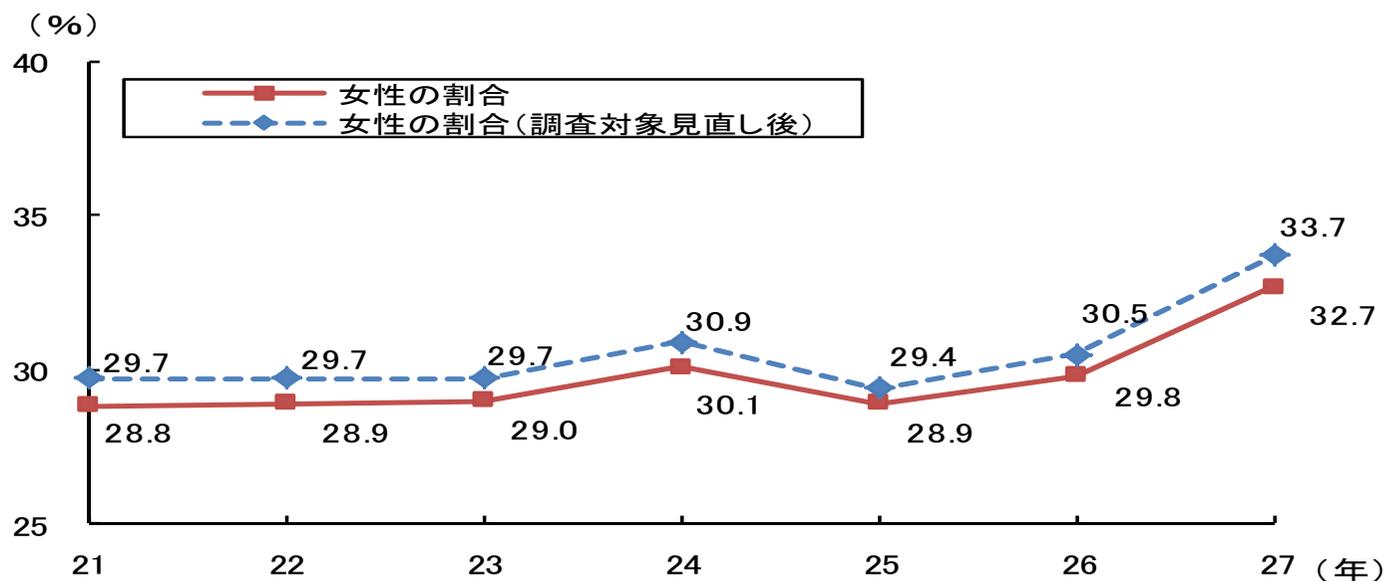
平成32年度までに、福岡市の審議会等委員への女性の参画率**40%**を目指します。
あわせて、**女性委員のいない審議会等の解消**を目指します。

初期値（平成27年6月1日現在）

審議会等委員への女性の参画率：33.7%

女性委員のいない審議会等の数：2

(2) 参画状況の推移(福岡市)



※福岡市男女共同参画基本計画(第3次)では、行政委員会を除いた調査対象見直し後の数値を用いる。

5. 女性職員の登用促進について

(1) 第3次計画の数値目標

平成32年度までに、市役所における女性管理職比率を**15%程度**とすることを目指します。

初期値（平成27年5月1日現在）

市役所における女性管理職比率：11.0%

※参考：福岡市職員の人材育成・活性化プラン（平成26年9月改定）

重点取組 3 女性職員の活躍推進

■チャレンジ支援

男女の区別なく意欲と能力に応じて評価されるとともに、女性職員が多くの仕事に参画でき、能力が発揮できるようチャレンジ支援を進めます。

■働きやすい環境づくり

全ての職員がイキイキとやりがいを持って仕事に取り組めるよう、男女が共に仕事と生活を両立できる、働きやすい職場環境づくりを進めます。



全庁的な女性職員の活躍推進の取組を行うことで、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合を、平成30年までに20%以上にすることを目指します。

(第6期)福岡市男女共同参画審議会 委員名簿

H27. 7. 1現在 五十音順 敬称略

		役職等
1	相原 わかば	弁護士
2	石川 孝治	福岡市自治協議会等7区会長会代表
3	岡崎 正登	連合福岡・福岡地域協議会代表
4	緒方 豊子	福岡市七区男女共同参画協議会会長
5	甲斐 能枝	福岡労働局雇用均等室長
6	雁瀬 暁子	公募委員
7	坂田 正彦	株式会社テレビ西日本 取締役総務局長兼経営管理局长
8	鈴木 有美	公募委員
9	藤 勇雄	株式会社西日本シティ銀行 地域振興部主任調査役

		氏名	役職等
10	中村 仁彦		福岡商工会議所専務理事
11	錦谷 まりこ		九州大学持続可能な社会のための 決断科学センター准教授
12	原 健一		佐賀県DV総合対策センター所長
13	久留 百合子		株式会社ビスネット代表取締役
14	日高 政治		福岡市PTA協議会会長
15	◎藤井 千佐子		福岡大学経済学部非常勤講師 元 西日本新聞社執行役員企画局長
16	○星乃 治彦		福岡大学人文学部長
17	前田 和美		公募委員
18	増川 郁子		福岡市立中学校校長会代表 (宮竹中学校校長)

◎会長 ○副会長

福岡市男女共同参画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画推進施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、福岡市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画推進施策の総合的な企画及び推進
- (2) 男女共同参画推進施策についての関係部局間の相互連絡調整
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 副会長は、市民局を所管する副市長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進に関する施策について学識経験のある者に対し協議会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営を図るために必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は、市民局男女共同参画部長をもって充て、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は幹事会を総理する。
- 7 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、幹事のうちからあらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民局男女共同参画部男女共同参画課において行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、昭和55年3月15日から施行する。

(中 略)

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

市長	住宅都市局長	水道事業管理者
副市長	道路下水道局長	交通事業管理者
会計管理者	港湾局長	教育長
総務企画局長	東区長	人事委員会事務局長
財政局長	博多区長	監査事務局長
市民局長	中央区長	議会事務局長
こども未来局長	南区長	市長室長
保健福祉局長	城南区長	選挙管理委員会事務局長
環境局長	早良区長	農業委員会事務局長
経済観光文化局長	西区長	
農林水産局長	消防局長	

別表2

総務企画局企画調整部長	環境局環境政策部長	早良区総務部長
総務企画局国際部長	経済観光文化局中小企業振興部長	西区総務部長
総務企画局人事部長	農林水産局農林部長	区福祉事務所長代表
財政局財政部長	農林水産局水産部長	消防局総務部長
市民局コミュニティ推進部長	住宅都市局都市計画部長	水道局総務部長
市民局男女共同参画部長	住宅都市局住宅部長	交通局総務部長
市民局人権部長	住宅都市局都市づくり推進部長	教育委員会総務部長
こども未来局こども部長	道路下水道局総務部長	教育委員会教育支援部長
こども未来局子育て支援部長	港湾局総務部長	教育委員会指導部長
こども未来局こども総合相談センター所長	東区総務部長	教育委員会教育センター所長
保健福祉局総務部長	博多区総務部長	監査事務局次長
保健福祉局健康医療部長	中央区総務部長	議会事務局次長
保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター所長	南区総務部長	
保健福祉局高齢社会部長	城南区総務部長	